

デジタル健幸ポイント導入事業委託業務仕様書

1 業務名

デジタル健幸ポイント導入事業委託

2 業務の目的

本業務では、現在実施している「ふらの健康マイレージ事業」に IoT の活用・ICT 化を行うことで、市民の健康の「見える化」・様々な年齢層、地域を巻き込んだ健康ポイント事業として拡充を図り、健康施策と他の行政施策と連携を図りながら歩いて楽しく暮らせるコンパクトシティ化、また若年者からのヘルスリテラシーの向上を進め、すべての市民が健康で生きがいを感じ、安全で安心して暮らし、しいては幸せが実感できるまちづくりとして、健幸都市（スマートウェルネスシティ）の実現、健康寿命の延伸に向けて、市民が主体的に健康づくりに取り組むことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

4 業務の概要

本業務で委託する内容は、次のとおりとする。詳細は本市と協議のうえ、決定するものとする。

（1）健康ポイント事業にて使用する機器の提供

市民一人ひとりの体を「はかる」→「わかる」→「気づく」→「かわる」と見える化することにより、健康意識を高め、健康増進のモチベーションを維持し、楽しみながら継続できる健康づくりの仕組みを構築する。

① 活動量計の提供

個人認証が可能な IC チップを内蔵し専用リーダーライターと接続し、パソコンを介さず、自動でデータのアップロードが可能なものとする。活動量計には過去の記録した 7 日間のデータを表示でし、30 日間の記録が出来る機能を有するものとする。

② アプリの提供

スマートフォン利用者を想定し、参加者が無料（通信料を除く。）でダウンロードできる iOS 版、android 版の歩数アプリケーションを用意すること。
歩数計アプリ内に QR コードを表示することが出来、QR コードリーダーを活用し個人認証が出来るものとする。

※活動量計、歩数計アプリについては機器による歩数計測数値のバラつきを防止する為、測定精度について SWC 協議会の認証を得ているものとする。

なお SWC 協議会の認証については、現在申請中のものであって、令和 4 年 8 月 1 日までに認証が見込まれるものを含む。

- ③ リーダーライター接続によるデータのアップロード可能な体組成計の設置
参加者の体内の筋肉量、脂肪量や等を測定できる体組成計を設置すること。
体組成計は外部接続機能を有し、参加者の活動量計、スマートフォン内アプリを接続するリーダーライター、**QR** コードリーダーで読み取り、個人認証を行うことが出来るものとする。この機能により入力せず測定を実施し、サーバー上にデータを送信することが出来るものとする。
リーダーライターはパソコンを介さず、モバイルルーター等の通信機器を活用しデータ送信できるものとする。
- ④ リーダーライター接続によるデータのアップロードが可能な血圧計の設置
参加者の最高血圧、最低血圧、脈拍が測定できる全自動の血圧計を設置する。血圧計は外部接続機能を有し、参加者の活動量計、スマートフォン内アプリを接続するリーダーライター、**QR** コードリーダーで読み取り、個人認証を行うことが出来るものとする。この機能により入力せず測定を実施し、サーバー上にデータを送信することが出来るものとする。
リーダーライターはパソコンを介さず、モバイルルーター等の通信機器を活用しデータ送信できるものとする。

(2) 健幸ポイント事業

日常の運動量等を「見える化」したことにより集約された各種測定データや健康関連イベント及び各種健診等へ参加した健康づくりの努力、成果それぞれに応じて、ポイントを付与する仕組みを構築する。

- ① 健幸ポイントの付与する仕組みの構築
健幸ポイントの付与項目、配分、付与方法などの仕組みを構築する。
- ② 管理用コンソールの設置
富良野市職員が参加者の状況（歩数の増減、ポイント獲得状況等）を確認出来る専用ページを構築する。
管理データは **CSV** ダウンロードが可能で、参加状況やポイント利用状況など施策の効果分析に活用することが出来ること。
グローバル IP の設定や二段階認証等セキュリティを担保出来るものを用意する。
- ③ 参加者向け **WEB** サイトの開設
参加者が蓄積された過去の歩数計、体組成計の計測の結果及びポイント数などを確認できる **WEB** サイトを開設すること。**WEB** サイトについては、参加者の利便性を考慮した **UI** を持つこと。
履歴の確認のみではなく、ヘルスリテラシー向上の為のコンテンツを複数提供できること。
- ④ ポイント交換（特典の進呈）によるインセンティブ
参加者が獲得したポイントに応じて特典を提供すること。特典の内容は本市と協議の上決定する。また発送については受託者が行うか結果報告会にて配布を行う。
- ⑤ イベント企画・運営
参加者の 意欲が継続できるようなイベントの企画・運営を実施すること

(3) その他の業務

① 参加者募集受付等業務補助

ア 参加申込受付

市が参加申込受付を行い、提供する事業参加者データを基に管理用コンソールから、個人データの登録を行うこと。データ登録は、間違いのないよう登録するため、管理ツールや機器等の機能を精査し提供を行うこと。

イ 事業実施前後のアンケート作成

(ア) アンケートの内容は、受託者が提案し、本市と協議のうえ決定するものとする。

(イ) 事業実施前のアンケートは、事業参加決定通知書と併せて発送し、回収は事業説明会において行う。

② 事業説明会の補助

本業務を実施するにあたり、市で実施する事業説明会において、歩数計の配布及び身体測定の説明・補助を行うこと。なお、その際に必要となる機器は、納品物を活用すること。

③ 市が実施する事業評価に必要なデータ集計などの支援をすること。

(4) 成果品

① 事業報告書

歩数、体組成の測定結果及びアンケートを集計すること。次の集計は必須とする。

ア 参加者属性

男女別年代別参加者数・比率、男女別平均年齢

イ 歩数変化

男女別月別歩数、年代別月別歩数、開始時と終了時の変化量・変化率

ウ 身体的変化（体重、BMI、体脂肪率、筋肉量、基礎代謝量）

男女別月別 平均値、開始時と終了時の変化量・変化率

エ アンケート

男女別年代別集計

② RAW データ(CSV 形式)

本事業により収集した参加者のデータを格納したデータベースに記録されている RAW データを CSV 形式で提出を必須とする。

なお提出の際、各データの内容がわかるよう、各データ項目に標題・ラベルを付した CSV または各データ項目列に対応した対応表を添付すること。

(5) その他集計業務について

- ① 他の集計については、受託者が提案し、本市と協議のうえ決定するものとする。
- ② 年度中途に、本市が集計を必要とする場合、受託者は、集計データを提出すること。
- ③ 管理栄養士・保健師・健康運動指導士・理学療法士等の考察をいれること。

(6) 提出方法

① 紙媒体による提出

報告書の冊子は、A4版で簡易製本、画像・図面等は適宜カラー印刷とする。

- ② 報告書を記録した電子媒体による提出 1 式
報告書の電子データは、MicrosoftWord、Excel、PowerPoint のいずれかで作成したファイルで、市が再利用できるもの及び PDF ファイルとする。

- (7) 提出期限
双方協議の上、提出日を決定し提出可とする

- (8) 留意事項

- ① 関係法令の遵守
受託者は、労働基準法、最低賃金法等、その他関係法令を遵守すること。
 - ② 業務の一括再委託の禁止
受託者は、受託者が 行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、第三者に委託することで業務の効率化が図れると本市が認めた場合には、業務内容の一部についてのみ委託することができる。
 - ③ 個人情報保護
受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、本市の個人情報保護条例を遵守すること。
 - ④ 守秘義務
受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
 - ⑤ 著作権
本業務の履行に伴う事業報告書は、本市と協議の上帰属先を決定する。本市が請求をした場合には、他に著作権を有している者がいるときを除き、本市が指定する方法で引き渡すものとする。
 - ⑥ 所有権及び二次利用の承諾
本業務の履行により収集した参加者のデータおよびその RAW データは本市にその権利を帰属するものとする。また収集した参加者のデータの加工及びデータ分析等の二次利用を妨げない。
- (9) その他
 - ① 受託者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、本市担当者と調整を図ること。
 - ② 受託者は、本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、本市担当者と協議し、指示を受けるものとする。
 - ③ その他必要な事項は、本市と受託者が協議のうえ決定する。